平成２２年（フ）第１１４号
北海道苫小牧市宮前町４丁目４番15号
債務者　田中　悦子
1　決定年月日時　平成22年６月２日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月２日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２２年（フ）第１２３号
北海道苫小牧市拓勇東町６丁目12番地の29
コンフォート315―103号
債務者　中尾　晋也
1　決定年月日時　平成22年６月２日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月２日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２２年（フ）第１２４号
北海道苫小牧市拓勇東町６丁目12番地の29
コンフォート315―103号
債務者　中尾　直美（旧姓矢内）
1　決定年月日時　平成22年６月２日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月２日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２２年（フ）第６１８号
宮城県亘理郡亘理町長瀞字小橋120番地１
債務者　太田　秋子
1　決定年月日時　平成22年６月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月２日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第６４７号
仙台市若林区霞目２丁目24番13号　春駒荘２
債務者　庄子　佳子
1　決定年月日時　平成22年６月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月２日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第２２号
秋田県由利本荘市大鍬町82番地５
債務者　阿部　秀克
1　決定年月日時　平成22年６月２日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月２日まで
秋田地方裁判所本荘支部

平成２２年（フ）第２６号
秋田県由利本荘市鳥海町上笹子字下野103番地２
債務者　小沼　浩美
1　決定年月日時　平成22年６月２日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月２日まで
秋田地方裁判所本荘支部

平成２２年（フ）第１３４号
茨城県つくばみらい市福岡1383番地
債務者　飯塚　和代
1　決定年月日時　平成22年６月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月２日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２２年（フ）第１４６号
茨城県土浦市並木５丁目4128番地51
債務者　中村　孝子（旧姓飯沼）
1　決定年月日時　平成22年６月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月２日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２２年（フ）第１５５号
茨城県石岡市東成井76番地25
債務者　秋山美代子
1　決定年月日時　平成22年６月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月２日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２２年（フ）第１５６号
茨城県土浦市東崎町13番１―1005号　ホーユーパレス土浦Ａ棟、前住所茨城県土浦市西根南３丁目４番６号　サンシティ南つくばＢ―201
債務者　山﨑由実子
1　決定年月日時　平成22年６月２日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月２日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２２年（フ）第１６２号
茨城県稲敷郡美浦村大字土屋1979番地365
債務者　木村留理子（旧姓茂木）
1　決定年月日時　平成22年６月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月２日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２２年（フ）第１６８号
茨城県土浦市霞ケ岡町32番29号
債務者　梅津　恵子（旧姓前嶋）
1　決定年月日時　平成22年６月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月２日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２２年（フ）第１６９号
茨城県土浦市富士崎１丁目１番13―1010号
ダイアパレス土浦
債務者　額賀　博美
1　決定年月日時　平成22年６月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月２日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２２年（フ）第１７５号
茨城県つくば市高野台２丁目16番地14　エミネンス高野台Ｂ棟101号
債務者　酒寄　英里（旧姓粟野）
1　決定年月日時　平成22年６月２日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月２日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２２年（フ）第１１号
富山県下新川郡入善町道古165番地
債務者　屋木　健了
1　決定年月日時　平成22年６月２日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月２日まで
富山地方裁判所魚津支部

平成２２年（フ）第１８９号
岐阜県関市春里町１丁目２番８―103号
債務者　清水　成之
1　決定年月日時　平成22年６月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月２日まで
岐阜地方裁判所